

# 「第6期北海道総合開発計画 明日の日本をつくる北海道」の構成

(平成10年4月21日閣議決定:計画期間 平成10年度からおおむね平成19年度まで)

## <参考> 北海道開発法第2条

国は、国民経済の復興及び人口問題の解決に寄与するため、北海道総合開発計画（以下「開発計画」という。）を樹立し、これに基づく事業を昭和二十六年から当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、実施するものとする。

【第1章 新たな北海道総合開発計画の策定の意義】

【第2章 北海道開発の現状と課題】

【第3章 北海道開発の基本理念と計画の目標】

- 1 国の内外に開かれ自立する北海道の実現
- 2 恵まれた環境や資源を誇りを持って次世代に引き継ぐ北海道の実現
- 3 多様な生活や文化を享受できる安全でゆとりある北海道の実現

【第4章 施策推進の基本方向】

- 施策推進の基本姿勢.....選択と競争、交流と連携
- 施策の重点的・効率的な推進.....
- (1) 投資の重点化
  - (2) 施策の連携・整合性の確保等による効率的な推進
  - (3) 施策の適切な推進
  - (4) 広域的・複合的なプロジェクトの推進

【第5章 計画の主要施策】

- 1 地球規模に視点を置いた食料基地を実現し成長期待産業等を育成する施策
- 2 北の国際交流圏を形成する施策
- 3 北海道の美しさ雄大さを引き継ぐ環境を保全する施策
- 4 観光・保養など国民の多様な自己実現や交流の場を形成する施策
- 5 安全でゆとりある生活の場を実現する施策

【第6章 地域の整備】

- 1 地域整備の基本方針
- 2 個性的な発展を目指す各地域  
道南地域 道央地域 道北地域  
オホーツク地域 十勝地域  
釧路・根室地域